

# お知らせ

平成30年8月3日

## 受託評価に係る型式番号の 表記について

業務企画室

### はじめに

受託評価に係る一部の種別で、平成31年1月1日から型式評価が適合となった際の型式番号は、下記1のと通りの表記となりますのでお知らせいたします。

また、これを受け、受託評価業務規程（平成25年2月25日）附表第3についても同様の内容となりますので併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1 受託評価に係る型式番号の表記

受託評価（自主表示対象機械器具等などを除く一部の品質評価及び認定評価）における下表の種別について、平成31年1月1日から適合通知を発出する型式の型式番号は、西暦表記で付与します（赤字部分）。

なお、既承認の型式番号は、変更しません。

また、型式変更評価については、基となる既承認の型式番号毎に一連番号が付与される従来の方式を変更しません。

表 受託評価に係る該当種別一覧

種別	型式番号
音響装置	品評音第〇〇〇〇～〇〇号
予備電源	品評予第〇〇〇〇～〇〇号
消火器加圧用ガス容器	品評容第〇〇〇〇～〇〇号
蓄圧式消火器の指示圧力計	品評圧第〇〇〇〇～〇〇号
消火器の容器弁/消火器加圧用ガス容器の容器弁	品評弁第〇〇〇〇～〇〇号
ホースレイヤー	品評ホ第〇〇〇〇～〇〇号
住宅用スプリンクラー設備	品評ス第〇〇〇〇～〇〇号
消防用積載はしご	品評は第〇〇〇〇～〇〇号
消防用接続器具	品評接第〇〇〇〇～〇〇号
外部試験器	品評外第〇〇〇〇～〇〇号
消火設備用消火薬剤	品評剤第〇〇〇〇～〇〇号
放火監視機器	品評放第〇〇〇〇～〇〇号
光警報装置	品評光第〇〇〇〇～〇〇号
光警報制御装置	品評光制第〇〇〇〇～〇〇号

種別	型式番号
補助警報装置	品評住補第〇〇〇〇～〇〇号
中継装置	品評住中第〇〇〇〇～〇〇号
非常警報設備・非常ベル及び自動式サイレン	認評非第〇〇〇〇～〇〇号
非常警報設備・放送設備	認評放第〇〇〇〇～〇〇号
地区音響装置	認評音第〇〇〇〇～〇〇号
総合操作盤	認評操第〇〇〇〇～〇〇号
パッケージ型自動消火設備	認評パ第〇〇〇〇～〇〇号
屋内消火栓設備の屋内消火栓等	認評栓第〇〇〇〇～〇〇号
ノズル	認評ノ第〇〇〇〇～〇〇号
特定駐車場用泡消火設備・閉鎖型泡水溶液ヘッド	認評駐閉第〇〇〇〇～〇〇号
特定駐車場用泡消火設備・開放型泡水溶液ヘッド	認評駐開第〇〇〇〇～〇〇号
感知継手	認評駐継第〇〇〇〇～〇〇号

## 2 質疑応答

Q：品質評価で実施している自主表示対象機械器具等については、変更等がないのか。

A：自主表示対象機械器具等については変更ございません。また、品質評価や認定評価のうち、変更となるのは上記1の表の種別等に限りです。

Q：例えば、型式変更評価の場合で、既承認型式が「認評音第30～1号」のとき、どのようなになるのか。

A：型式変更評価で適合となった場合、既承認型式番号に当該型式番号毎の一連番号が付与されますので、平成31年以降においても「認評音第30～1～1号」というような型式番号となります。

<お問合せ先>

日本消防検定協会

担当：業務企画室 加藤

TEL：0422-44-7471